十八　自己腫瘍（組織）及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法（がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら内科、呼吸器科、消化器科又は外科に従事していること。

(2)　日本血液学会の認定する血液専門医であること。

(3)　当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について二十例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　内科、呼吸器科、消化器科又は外科を標榜していること。

(2)　当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3)　適切な細胞培養施設を有していること。

(4)　専任の細胞培養を担当する者及び品質管理を担当する者が配置されていること。

(5)　当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。

(6)　緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。

(7)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(8)　医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

(9)　倫理委員会が設置されていること。

(10)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(11)　当該療養について二十例以上の症例を実施していること。

(12)　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

○厚生労働省告示第五百七十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）附則第十八条の規定により読み替えて適用される同法附則第十六条第四項及び第九項並びに関係法令の規定に基づき、平成十八年厚生労働省告示第百七十五号（平成十八年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

表改正省令附則第五十一条第一項第二号イに規定する平成十八年度一件当たり審査支払事務費の項中「平成十八年度」の下に「前期」を、「特定承認保険医療機関」の下に「（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第一条の規定による改正前の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

改正省令附則第五十一条第一項第二号ロに規定する平成十八年度後期一件当たり審査支払事務費	国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合に係るもの	百十一円六十銭
	国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合以外の保険者に係るもの	百十四円二十銭
	保険医療機関等、特定承認保険医療機関及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るもの（基金審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）を除く。）並びに老人保健施設に係るもの（旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。以下同じ。）	五十七円二十銭
	薬局に係るもの（基金審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）	

表改正省令附則第五十一条第二項第二号に規定する率の項中「（旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。以下同じ。）」を削る。

○厚生労働省告示第五百七十七号

医療等以外の保健事業の実施の基準（昭和五十七年厚生省告示第百八十五号）の規定に基づき、健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式（昭和五十七年厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日において現にある改正前の様式による健康手帳及びその用紙については、当分の間、これを使用することができる。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

備考の二中「、特定承認保険医療機関」を削る。

○厚生労働省告示第五百七十八号

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十五号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第三号中「又は特定承認保険医療機関」を削る。

○厚生労働省告示第五百七十九号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の二第七号の規定に基づき、介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第一号中「第十八条第二項」に改め、第十号中「指定訪問介護をいう。）」の下に「、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）」を加える。

○厚生労働省告示第五百八十号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第九十八条第九号の規定に基づき、介護保険法施行規則第九十八条第九号の規定に基づき厚生大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第百九十五号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第一号中「第十八条第四項」を「第十八条第二項」に改める。

○厚生労働省告示第五百八十一号

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第六号の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

第八号中「指定訪問介護をいう。）」の下に「、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）」を加える。

○厚生労働省告示第五百八十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

様式第十六号の二の二（表面）及び（裏面）を次のように改める。